

シリーズ①「庁舎が備えるべき機能」について

本市の庁舎は、昭和11年の本館建設以来、増築を重ねてきましたが、耐震性能などの安全性の確保、分かりやすさ、バリアフリー化など現代の庁舎ニーズへの対応が課題となっています。特に、近年発生した自然災害において、地方公共団体の庁舎は災害対応の拠点として大きな役割を果たしており、本市においても庁舎整備などの対策を急ぐ必要があります。これらの課題に対応するため、「大牟田市庁舎整備に関する基本方針（案）」を作成しました。

『広報おおむた』4月15日号では、方針案全体の概要を紹介しましたが、今回は、その中にある「庁舎が備えるべき機能」について説明します。



1 庁舎が備えるべき機能

災害対策の拠点としての役割を果たし、市民サービスをより効率的に提供するなど、将来にわたり市役所の事務を円滑に実施できるよう、以下の5つの機能を備えた庁舎の整備を目指すこととします。

① 庁舎の安全を確保し、災害対策の拠点となる機能

庁舎の耐震性能の向上により建物の安全を確保し、来庁者や職員の生命を守り、災害時に迅速な対応を取るための活動拠点としての機能が確保できる庁舎を目指します。

② 来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる機能

来庁者が多い窓口部門の集約化を図るとともに、業務内容に応じた執務室の配置や待合スペースの確保など、来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる庁舎を目指します。

③ バリアフリー化などに対応した、誰もが利用しやすい機能

バリアフリー化への対応やユニバーサルデザインなど、高齢者や障害者、子ども連れなど誰もが利用しやすく、来庁者の利便性が高い庁舎を目指します。

④ 高いセキュリティと来庁者のプライバシーが確保できる機能

行政情報や個人情報等を守るセキュリティ機能、来庁者のプライバシーの保護等、市民の安全・安心が確保できる庁舎を目指します。

⑤ 環境負荷を抑える機能

省エネルギー化・省資源の推進、自然エネルギーの活用等により、環境負荷を抑えた庁舎を目指します。

2 庁舎整備検討委員会答申

市の附属機関である庁舎整備検討委員会から出された、「庁舎に求められる機能」に関する答申の内容は、次のとおりです。

庁舎整備検討委員会の答申 ～庁舎に求められる機能～

- (1) 安全・安心を確保できる
- (2) 誰もが利用しやすい
- (3) 効率的に市民サービスを提供できる
- (4) 地球環境にやさしい
- (5) その他まちづくり活動や文化的活動等を支援する機能

この中でも、特に(1)と(3)については、庁舎の機能として確保することが求められました。

### 3 市民アンケート調査の結果

平成30年6月21日から7月10日にかけて実施した市民アンケート調査の中で、「庁舎が備えるべき機能」に関連した部分の結果は、次のとおりです。

#### ●市庁舎に求めるもの【複数回答】

上位5項目は次のとおりです。

**1位** 59・1%

①各種手続きなどを一つのフロアで済ませることができ、用件先までの行き方が分かりやすく、移動しやすいこと

**2位** 46・0%

②災害対応の拠点となる庁舎の耐震性能が確保されていること

**3位** 44・7%

③バリアフリー化され、高齢者や障害者等にも利用しやすいこと

**4位** 37・6%

④駐車場が安全で、利用しやすいこと

**5位** 24・6%

⑤古くなった建物や設備が更新され、使い勝手や省エネ等の性能が向上すること

#### ●困ったこと、不便に感じたこと【複数回答】

上位5項目は次のとおりです。

**1位** 51・1%

①用件先がどこにあるか分かりにくい

**2位** 47・2%

②建物内が暗い

**3位** 45・0%

③高齢者や障害者等が移動しにくい

**4位** 44・5%

④駐車場が足りない・使いにくい

**5位** 34・4%

⑤複数の窓口を利用するとき、距離が遠い

次号（6月1日号）では、「庁舎の位置」についての考え方を紹介します。

■問合せ 庁舎整備推進室

☎412797

## 市からのお知らせ CITY information

# 01 あなたの声を聴かせてください

～まちづくり市民アンケートを実施します～

■問合せ 総合政策課 ☎41-2501

本市は、平成28年より4年間を計画期間とした「大牟田市まちづくり総合プラン」を策定し、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にす ぽっとシティおおむた」を将来の都市像として掲げています。この都市像の実現に向けては、福祉や教育、子育て、環境、産業など、まちづくりに必要なさまざまな取り組みを行っています。

この度、現在取り組んでいる事業について、その成果を確認し次の事業展開の参考にするためのアンケートを実施します。アンケートが届いた人は回答への協力をお願いします。

- ▶調査対象 市内に在住の18歳以上の市民のうち、無作為に選ばれた1,000人
- ▶調査方法 郵送による送付・回収
- ▶調査期間 6月7日(金)まで（予定）



## 02 プレミアム付商品券事業の対象者は、住民票の届け出が必要です 住まいの住所を住民票に登録していますか？

■問合せ プレミアム商品券対策室 ☎ 41-2244

- 対象**
- ① 住民税が課されない人（生活保護を受けている方等を除く。）
  - ② 2016年4月2日以降 2019年9月30日までに生まれた子のいる世帯の世帯主

10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、上記の人を対象に、プレミアム付商品券事業を実施します。対象の人への連絡を円滑に進めるために、適切に住所の登録等がなされている必要があります。対象と思われる人は、次のことに注意してください。

- **住民登録** 現在住んでいる住所を、住民票に登録していますか？
- **東日本大震災により避難された人** 避難先住所等の変更があれば、以下の窓口  
に届け出ましょう。
  - ・指定13市町村(※)の人：避難元市町村の窓口
  - ・それ以外の人：避難先の市区町村窓口
- ※指定13市町村  
いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、  
双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村
- 転居の際は、郵便局への転居届を忘れないようにしてください。

※詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

プレミアム付商品券：経済財政政策－内閣府 <https://www5.cao.go.jp>

※プレミアム付商品券事業については、今後随時お知らせしていきます。

## 03 LED 防犯灯への取り換えを補助します

■問合せ 地域コミュニティ推進課 ☎41-2614

～7年間で、地域の防犯灯を全てLED防犯灯に取り換える取り組みを進めています～

LED防犯灯は、LED以外の防犯灯と比べて省エネで長寿命であると言われています。そのため、地域団体が設置している防犯灯をLED防犯灯に取り換えると、省エネ効果で電気料が約3分の1となるため、電気料の負担が大幅に軽減されます。また長寿命のため、球換えの手間も減り管理の面でも負担が軽減できます。

なお補助率は、大牟田市明るい町づくり推進協議会に募金を行っているかどうかで異なります。

- **同協議会に募金を行っている場合 …**
  - ▶ **費用負担** 実質約1割で取り替え
  - ▶ **問合せ・申請** 同協議会事務局 (☎43-6860)
- **同協議会に募金を行っていない場合 …**
  - ▶ **費用負担** 実質約5割で取り替え
  - ▶ **問合せ・申請** 市地域コミュニティ推進課 (☎41-2614)

LEDで  
まちを  
明るく！

この他にも、地域で新たに設置する防犯灯の設置費用の補助や地域で負担している防犯灯の電気料の補助などもあります。詳しくは、地域コミュニティ推進課まで問い合わせてください。

# 04 地籍調査事業実施に、皆さんの協力をお願いします

■問合せ 国土調査室 ☎41-2524

## ▶地籍調査とは

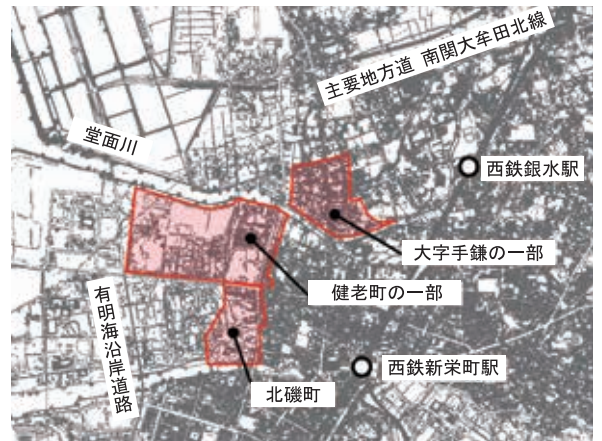
地籍調査は、国土調査法に基づき実施する事業です。土地の所有者、地番や地目を調査し、所有者の皆さんに決定していただいた境界を基に測量を行い、その成果を用いて、地籍簿と地籍図を作成します。作成した地籍簿と地籍図は、土地所有者に確認（閲覧）してもらった後、その写しを法務局に送付します。これを基に法務局では、土地登記簿が書き改められ、地籍図は地図として備え付けられます。

なお、地籍調査の費用に、個人負担はありません。

## ▶令和元年度事業概要

令和元年度は、大字手鎌の一部、健老町の一部、北磯町の地域において、境界の確認（現地調査）を予定しています。30年度に現地調査を実施した地域については、調査成果の閲覧を行います。

令和元年度地籍調査区域（予定）  
大字手鎌の一部（中友、南友、濱開、道面）、健老町の一部、北磯町



# 05 6月1日は「人権擁護委員の日」

■問合せ 福岡法務局柳川支局 (☎72-2640)

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。本市では8人の委員が地域の皆さんの身近な相談パートナーとして、人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したりするとともに、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動「移動人権教室」や「人権の花運動」等を行っています。



# 06 行楽シーズンは食中毒予防をしっかりと

■問合せ 保健衛生課 (☎41-2669)

- ・調理前や食べる前には、きれいに手を洗う。
- ・弁当を作るときは、よく加熱したものを速やかに冷ましてから詰める。
- ・弁当は、涼しい所で保管して、できるだけ早く食べる。
- ・バーベキューの食材は、低温で保管し、中心部までよく加熱してから食べる。
- ・「肉を焼く箸」と「食べる箸」を使い分ける。
- ・野生のキノコ等の有毒植物による食中毒が発生しています。食用と確実に判断できない植物は絶対に食べない。



# 07 剪定枝チップ機を無料で貸し出します

■申込み・問合せ 廃棄物対策課 ☎41-2732

市では、剪定枝をチップにする粉碎機を5台保有し、無料で貸し出しています。  
剪定枝はチップ化して、庭や畑で土に還元するようにし、ごみの減量化に努めましょう。

## ▶チップ機を利用できる人

チップにした剪定枝を、燃えるごみに出さずに活用できる市民、または市内の町内公民館、自治会など。事業等で営利を目的とした利用はできません。

## ▶チップ機の借り方

廃棄物対策課の窓口か、電話で事前に予約し、借りた日から4日以内に返却してください。借用・返却は平日午前8時30分～午後5時15分に。返却時に利用報告書を提出してください。

## ▶チップの活用方法

- ① 土壌改良材…土にチップと発酵促進剤を混ぜることで畑に適した土になります。
- ② マルチング材…チップを敷き詰めることで、雑草の発生を抑えたり、土壌の乾燥を防止する効果があります。



エンジン式 重量約57キロ



電気ギア式 重量約25キロ

## ▶処理可能な枝（生木）の直径

エンジン式：約3.5センチ、電気式：約3センチ

### ★利用に当たって

- ・ エンジン式の燃料はガソリンです。利用者の負担となります。携行缶は市が貸し出します。
- ・ 竹やつる類、草花には、使用できません。
- ・ 貸し出し機を使用しての事故や負傷などは自己責任となります。

# 08 生ごみ堆肥化機材などの購入に補助金を交付します

■申込み・問合せ 廃棄物対策課 ☎41-2732

▶**応募資格** 市に住民票があり、指定された期限（約2カ月間）までに市の登録販売店から購入できる人（事業所は対象外）。過去に補助を受けた人は、応募できない場合があります。

▶**対象となる機材・補助額等**（既に購入済みの機材は対象外）

### 電動生ごみ処理機

次の要件を満たす物

- ・ 1日当たりの処理能力1kg以上
- ・ 運転音45デシベル以下
- ・ 悪臭を抑える機能付き

●**補助額**…購入価格の45%の金額。上限は、18,000円。

●**補助台数**…1世帯1台



### 生ごみ堆肥化処理容器（2型式）

次の要件を満たす物

- ・ 容量が70ℓ以上の設置型容器
- ・ 容量が15ℓ以上のEM（ボカシ）型密閉式非設置型容器

●**補助額**…購入価格の45%の金額。  
1基購入の上限は、2,700円  
2基購入の上限は、5,400円

●**補助基数**…1世帯2基



▶**申込み期間** 5月16日(木)～令和2年1月31日(金)に随時受け付けます。期間中の申込みは1世帯1回まで。

■**申込み・問合せ** 住所、氏名、電話番号、電動生ごみ処理機か、生ごみ堆肥化処理容器のどちらか一つを記入（容器は購入基数も明記）して、はがき、FAX、メールまたは直接、廃棄物対策課へ。  
〒836-8666住所不要 ☎41-2732 FAX41-2733 メールe-haikitaisaku01@city.omuta.fukuoka.jp